りました。 の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項 農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があ

て平成二十九年四月二十一日から同年五月八日までの間縦覧に供します。 なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課におい

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 一 農用地利用配分計画の概要

橿原市豊田町五○番一ほか四筆	一六〇番地の一磯城郡田原本町大字多	営農組合法人多集落
三筆 橿原市中曽司町五七九番一ほか	番地の一桜井市大字穴師二三二	中田真之
橿原市一町二五六番一ほか一筆	番地の一桜井市大字戒重四七七	上野修市
橿原市一町一八五番一ほか二筆	番地の一	上野修市
橿原市大垣町一番一ほか五筆	番地の一桜井市大字戒重四七七	上野修市
二筆	番地	木下 誠一
賃借杯の設定を受ける土地	住	氏名又は名称
貢生言笙 ) R文 デニケディスプナック・二十二	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定

平成二十九年四月十三日一 申請年月日